

弁護士会法律相談センターの個人情報保護に関する取扱い

法律相談カードの利用目的について

法律相談の際に皆さまに所定事項を記入いただいた上相談担当弁護士が記入する法律相談カードには皆さまの個人情報が記載されます。弁護士会法律相談センターでは、皆さまの個人情報を以下の目的のために利用致します。いずれの場合でも、弁護士会の個人情報保護に関する諸規則を順守し、取扱いには細心の注意を払っています。

1 相談担当弁護士が法律相談を行うための利用

相談を担当する弁護士が、法律相談を行うために相談カードを利用します。

皆さまが後日同じ事件や別の事件について相談を希望する場合に、その際に相談を担当する弁護士が法律相談の参考にするために、前に作成した相談カードを利用することがあります。

2 受任弁護士が参考とするための利用

皆さまの希望により、相談を担当した弁護士が事件を受任する場合や紹介した別の弁護士が事件を受任する場合に、受任弁護士が相談カードの記載事項を事件処理のために利用することがあります。

3 弁護士紹介事務での利用

皆さまの希望により弁護士紹介をする場合に、氏名はもちろん、具体的な住所等の個人を特定できる情報は伏せて行いますが、相談カードの内容を要約して複数の弁護士に電子メールやFAX等によって配布して受任のための再相談が可能な弁護士を募るために利用します。

4 受任契約等のチェックのための利用

皆さまと受任弁護士の契約に際して、弁護士会がその内容をチェックする場合に、その参考のために弁護士会の担当者が相談カードを閲覧します。

5 法律相談センターの事務上の利用

相談カードから情報を抽出してデータベースを作成し、法律相談センターにおける法律相談の実施の内容や継続相談、事件受任の有無について把握し、相談担当弁護士や受任弁護士から報告を受けたり、皆さまや相談担当弁護士からの問い合わせに対応したりする等の事務に利用します。

また、法律相談センターの運営改善のために、弁護士会の担当者が相談カードを閲覧することがあります。

相談カードから抽出した情報を統計資料の作成をするための基礎資料として利用します。統計資料には、当然、氏名や具体的な住所等の個人を特定する情報は記載しません。

6 苦情等への対応のための利用

法律相談、相談担当弁護士、事件受任弁護士に対する苦情、問い合わせその他の申立があった場合等に、苦情処理その他の申立に対応した手続に相談カードやその記載の情報が使用されることがあります。

第三者への提供について

弁護士会法律相談センターは、皆さまの承諾がない限り収集した個人情報を第三者に提供致しま

せん。

ただし、皆さまの希望により、相談を担当した弁護士が事件を受任する場合や紹介した別の弁護士が事件を受任する場合には、相談カードの記載事項全部を受任弁護士に提供致します。相談担当弁護士及び受任弁護士は相談センターに登録して相談や事件を担当する弁護士であり、個人情報保護法 23 条 4 項の個人情報の特定共同利用者となります。

なお、弁護士は皆さまの秘密を守る法律上の義務を負っています。したがって、相談カードの個人情報を受領した弁護士が第三者にその情報を漏洩することは厳しく禁じられています。

弁護士の個人情報保護管理責任者

東京弁護士会が保有する個人情報の保護管理責任者は、事務局長です。

相談カード記載の個人情報についてはまず相談を受けた窓口にお問い合わせください。